

	契約係用
○	業者渡し用

令和 8 年度

業 務 委 託 仕 様 書

委託業務一覧表 通年業務委託番号 160名 称 ポスターボード及びパンフレットラックへの広告物掲出・撤去・保守及び広告
枠保守業務特定随契の場合
その業者名 _____要求課 事業管理部営業課資産活用係(外線 896-2722)
担当者 古村 朝美 (内線 2722)

業務委託仕様書

1 委託業務名

ポスターボード及びパンフレットラックへの広告物掲出・撤去・保守及び広告枠保守業務

2 趣旨

この仕様書は、札幌市交通局駅構内に設置の広告用駅貼ボード（以下「駅貼ボード」という。）、広告用フリーボード（以下「フリーボード」という。）及び広告用パンフレットラック（以下「パンフレットラック」という。）への、広告物（ポスター、パンフレット及びこれに係わる付属物）の掲出、撤去、補充、巡回点検、広告枠の保守管理等を行うため必要な事項を定めるものである。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、業務が支障なく継続できるよう、契約期間開始前においては前年度受託者と、契約期間満了前においては次年度受託者と、十分に調整のうえ引継ぎを行うこと。

4 駅貼ボード、フリーボード及びパンフレットラック設置箇所

(1) 駅貼ボード

- ア 南北線11駅 B 1サイズ換算100枚
- イ 東西線13駅 B 1サイズ換算152枚
- ウ 東豊線9駅 B 1サイズ換算100枚

(2) フリーボード

- ア 南北線15駅 B 1サイズ換算72枚
- イ 東西線18駅 B 1サイズ換算96枚
- ウ 東豊線13駅 B 1サイズ換算60枚

(3) パンフレット広告

19駅39箇所

5 作業内容

(1) 作業の指示について

駅貼ボード、フリーボード及びパンフレットラックへの広告物の掲出、撤去等の作業の指示は、委託者または委託者が契約を締結した事業者（以下「事業者」という。）が送付する作業指示書により行うものとする。

(2) 掲出する広告物の受領について

平日の8時45分から17時15分の間に、札幌市交通局指定広告代理店（以下「代理店」という。）または、代理店が手配した配送業者から広告物が納品されるため、受領できる体制をとること。

この際、受取票（これに準じるものを含む。）には、必ず受領者名、受領日時、広告物の内容（広告の種類、広告主名等）を記入し、広告物の掲出期間終了まで保管しなければならない。

なお、広告物の受領場所は受託者の責任のもと確保することとし、これに係る費用は委託代金に含むものとする。

(3) 広告物の納品管理について

ア 納品された広告物は必ず開封し、その内容、数量および状態を確認するとともに、事業者から掲出指示のない広告物（事業者から随時支給するデザインと異なる広告物を含む。）、数量に差異のある広告物、状態に異常のある広告物が納品された場合は、速やかに事業者に報告すること。

- また、広告物の開封時、掲出箇所および方法等に関する指示書（これに準ずるものを含む。）が同封されていた場合は、事業者へ報告すること。
- イ 納品された広告物について、掲出期間、広告の種類及び広告主名を報告するとともに、デジタルカメラ等で広告物を撮影し、事業者へ速やかに提出するものとする。

なお、事業者から指示があった場合は、予備ポスターのうち1部を、事業者へ提出すること。

パンフレットについては、そのうち1部を掲出開始日前日までに、事業者へ提出するものとする。

- ウ 広告物の納品期限は、原則、掲出開始日の3日前（土日祝日を除く。）と定められていることから、期限までに納品を確認できない場合は、直ちに事業者へ報告し指示を受けること。

(4) 作業区分等について

ア 駅貼ボード

(7) 種類、設置駅数、設置基数及び掲出枚数

a 主要駅セット（B1サイズ換算）

(a) M1セット

48枚（南北線3駅3基12枚/東西線3駅5基20枚/東豊線3駅4基16枚）

(b) M2セット

48枚（南北線3駅3基12枚/東西線3駅5基20枚/東豊線3駅4基16枚）

b イベントセット（B1サイズ換算）

(a) E1セット

64枚（南北線6駅7基20枚/東西線7駅8基26枚/東豊線5駅5基18枚）

(b) E2セット

64枚（南北線6駅7基20枚/東西線8駅9基30枚/東豊線4駅4基14枚）

c キャンパスセット（B1サイズ換算）

(a) C1セット

64枚（南北線7駅7基18枚/東西線7駅8基28枚/東豊線5駅5基18枚）

(b) C2セット

64枚（南北線7駅7基18枚/東西線7駅8基28枚/東豊線5駅5基18枚）

(1) 掲出期間

7日間単位とする。ただし、掲出期間中、広告物の差替えが生じる場合がある。

(ウ) 掲出開始日

月曜日及び木曜日とする。

イ フリーボード

(7) 設置駅数、設置基数及び掲出枚数

大通駅を除く46駅。107基228枚。

(1) 掲出期間

7日間以上の1日単位となる。

(ウ) 掲出開始日

全ての曜日とする。

ウ パンフレット広告

(ア) 設置駅および設置箇所
19駅39箇所

(イ) 掲出期間

2週間を1単位とする。ただし、掲出期間中の広告物の差替えが生じる場合がある。

(ウ) 掲出開始日

全ての曜日とする。

なお、補充作業については、土曜日又は日曜日のいずれかを含む週5日以上とする。ただし、直近の配架状況から在庫不足が予見される際は事業者の指示により上記以外も随時作業を行うこととする。

※ 駅貼ボードの詳細については別紙1のとおり、フリーボードの詳細については別紙2のとおり、パンフレットラックの詳細については別紙3のとおり。

エ 作業時間

広告物掲出及び撤去等の駅構内における作業は、6時00分から開始し、13時00分を目途に終了させること。なお、作業開始駅は、さっぽろ駅、大通駅及びすすきの駅からとする。

オ 作業の指示内容

(ア) 駅貼ボード及びフリーボード

a 掲出

b 撤去

c 差替え

d ポケット及びその内容物の取付け（ただし、ポスター掲出時のみ。）

e シールの貼付（ただし、ポスター掲出時のみ。）

f 試供品の取付け（ただし、ポスター掲出時のみ。）

(イ) パンフレット広告

a 掲出

b 撤去

c 差替え

d 補充

カ 作業の注意点

(ア) 駅貼ボード及びフリーボード

a ポスターの掲出には、ガンタッカー等を使用し、利用客の安全確保のため、針の表面がボードから突出することがないように打ち込むこと。

b ポスターのデザインにより、掲出方法（設置駅および設置場所、付属品の取付け等）を、詳細に指定する場合がある。なお、作業の詳細については、作業指示書に添付資料を付属する場合がある。

c 掲出期間中において、ポスターの破損、汚損、盗難またはその他の事由により、作業の指示を行う場合がある。

d ポスターには、紙のほか特殊素材を用いたもの、特種装飾（ポケット、試供品等を貼付したもの。以下、同じ。）が施されたものがある。

e ポスターの撤去時には、作業指示書において回収指示を出す場合があり、回収後のポスターの取扱いについても作業指示書による。

f 掲出するポスターの規格は、原則としてB1サイズ（H1,030mm×W728mm）、B0サイズ（H1,030mm×W1,456mm）またはB0連接サイズ（H1,030mm×W2,912mm）とする。ただし、先に掲げた規格と異なった規格のポスターの作業指示を行う場合もある。

- (1) パンフレット広告
- a パンフレットの掲出には、パンフレットに折れ等が無いように掲出すること。
また、利用客がパンフレットを引き抜くことを考慮し、ケース内には適正な数量を保つように掲出すること。
 - b 配架状況に乱れ等がある場合は、整理するとともに周囲の簡易清掃も行うこと。
- (5) 駅貼ボード、フリーボード及びパンフレットラックの巡回点検について
- ア 広告物の掲出、撤去作業の有無にかかわらず各駅を巡回し、ポスターや広告枠の破損、汚損及び盗難等の有無を点検すること。巡回の頻度は、広告物が掲出されていない箇所については週1回以上、広告物が掲出されている箇所については土曜日又は日曜日のいずれかを含む週5日を下限とするが、事業者の指示により、上記以外の日についても巡回できる体制を整えること。
 - イ 特殊装飾したポスターを掲出中の駅貼ボード及びフリーボードを巡回点検する場合は、特殊装飾の取付け状況を確認するとともに、周囲に散乱していないことを確認すること。
 - ウ 通常と異なる状態を発見した場合は、速やかにデジタルカメラ等で状況を撮影の上、事業者へ報告し、指示を受けること。
- (6) 駅貼ボード、フリーボード及びパンフレットラックの簡易な補修作業について
- 巡回点検中に、破損、汚損等を確認した場合は事業者へ報告し、その状況に応じた清掃、簡易補修、養生等の対応を行うものとする。
なお、簡易補修、養生等を行った場合は、その状況をデジタルカメラ等で撮影し、事業者へ報告すること。
- (7) 広告物の破損、汚損、盗難等に伴う掲出及び撤去等の作業について
- ア 巡回点検中に、広告物の破損、汚損及び盗難等により、適切に掲出されていない状況を確認した場合は、事業者へ報告するとともに予備保管分を使用するものとする。
ただし、予備保管分が無い場合は、事業者の指示により対応すること。
 - イ 巡回点検中に広告物に事業者から指示の無いポスター、配架物、装飾等を確認した場合、状況をデジタルカメラ等で撮影するとともに事業者へ報告すること。なお、掲出作業の支障となる場合は当該掲出物を回収して作業を行い、事業者から指示のあるまで保管すること。
- (8) 作業報告書、業務完了届等の各種書類の提出について
- 受託者は、各種作業実施について下表の報告書を作成するものとする。

提出書類	提出時期及び提出方法	備考
業務完了届（別紙4）	作業実施の翌月5営業日以内	
地下鉄ポスターボード・パンフレットラック保守管理日報（別紙5）	・作業実施月の翌月5営業日以内に、1カ月分をまとめて事業者へ紙面で提出。ただし、巡回時に異常等の特記事項があった場合は随時、電子メール等で提出すること。	提出日が事業者の営業日以外の場合は翌営業日とする。
地下鉄ポスターボード作業実施報告書（別紙6）	・原則として作業日当日中に事業者へモニター写真を添付の上、電子メール等で提出。 ・作業実施月の翌月5営業日以内に、1カ月分をまとめて事業者へ紙面で提出。	

パンフレット広告設定部数及び補充部数報告書（別紙7）	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週月曜日の正午までに直近の補充状況を事業者へ電子メール等で提出。 ・作業実施月の翌月5営業日以内に、1カ月分をまとめて事業者へ紙面で提出。 	
----------------------------	--	--

(9) 掲出期間終了後の広告物の保管及び廃棄等について

掲出期間終了後に撤去した広告物について、回収する可能性があることから、撤去日より2週間は保管するものとする。2週間を超えた場合は、受託者の費用負担において廃棄すること。

廃棄する際は、使用済みポスター等は、広告主側において著作権や肖像権等が設定されていることに留意し、受託者の負担において第三者に流出することのないよう厳正な管理の下、受託者の責任において廃棄物に係る関係法令等を遵守し、処分すること。

6 作業時の注意

- (1) 作業従事者は、作業にあたり作業従事者共通デザインの制服または作業服を着用するとともに、委託者が貸与する駅構内作業員腕章を左上腕部の見えやすい位置に必ず着用するものとする。また、写真付き身分証明書を常に携帯し、身分証明書の提示を求められたときは、速やかに提示しなければならない。
- (2) 地下鉄ホーム階にて作業を行う場合、車両がホームへ進入する前には作業を中断し、車両がホームより完全に進出するまでは利用客の安全及び通路を確保した状態で待機し、事故の防止に努めなければならない。
- (3) 掲出、撤去及び搬送等の作業を行う際は、利用客の安全、通路の確保、施設の保全等に細心の注意を払い、利用客の妨げにならないよう注意しなければならない。
- (4) 利用客に関わる事故の発生、広告物及び広告枠（駅貼ボード、フリーボード及びパンフレットラックをいう。以下、同じ）並びに委託者の施設に損傷を与えた場合は、速やかに事業者へ報告しなければならない。
- (5) エレベータ及びエスカレータ等を使用する場合は、必ず利用客を優先しなければならない。
- (6) 作業箇所（広告枠設置箇所）は、委託者の施設工事等により、掲出駅及び掲出箇所等が変更になる場合があるため、事業者よりその都度、変更内容等を通知するものとする。
- (7) その他、不測の事態が発生した場合は、速やかに事業者へ報告し、その指示を受けること。

7 連絡体制

- (1) 平日の8時45分から17時15分まで、事業者と電話及び電子メール等で連絡が可能な体制をとること。
- (2) 作業従事者の氏名、年齢、性別を明記した作業従事者名簿を委託者に提出すること。なお、作業従事者に変更が生じる場合は、その都度、名簿を提出すること。また、緊急時等においては、平日、土日及び祝日問わず事業者等と連絡がとれる体制をとることとし、緊急連絡先も併せて明記するとともに、緊急対応等を行った際は翌営業日（土・日曜、祝日及び年末年始を除く8時45分～17時15分）に速やかに事業者へ報告を行うこと。

8 費用の負担等

受託者は、本業務に必要な用具、消耗品、材料等の調達に要する費用及び業務遂行により発生した廃棄物の処理費用を負担するものとする。

9 損害賠償の義務

受託者は本業務の実施にあたり、委託者、事業者、委託者の施設または第三者（代理店及び広告主を含む。）に損害を与えた場合は、その一切の費用を賠償するものとする。

10 作業員に対する責任

受託者は、作業の実施にあたって生じる労働問題について、関係労働法規上の一切の責任を負うものとし、かつ、労働基準法を遵守して、妥当な労働条件及び賃金の確保に努めなければならない。

11 委任または下請けの禁止

受託者は、作業を他社に委任または下請けをさせてはならない。

12 作業員の確保

受託者は、業務遂行のため常に適正な人員を配置するものとする。

13 秘密の保持

受託者は、業務遂行上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

14 協議

作業にあたり疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議するものとする。

15 支払方法

年4回、3か月ごとの均等払いとする。また、1円未満の端数が生じた場合は、その初回（1回目）に支払うこととする。

16 連絡先

札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号 交通局庁舎3階
札幌市交通局事業管理部営業課資産活用係
電話番号 011-896-2722
担当 古村

駅貼ボードの見分け方について

駅貼ボードの側面に貼付したシールを確認し、駅貼ボードの種別を判断すること。

作業の対象となるのは、駅貼ボードの広告物の掲出、補充、撤去、補修等



駅貼ボード（セット）の種類及びシール

M 1	M 2	E 1	E 2	C 1	C 2
駅貼ボード主要駅 セット		駅貼ボードイベント セット		駅貼ボードキャンパス セット	



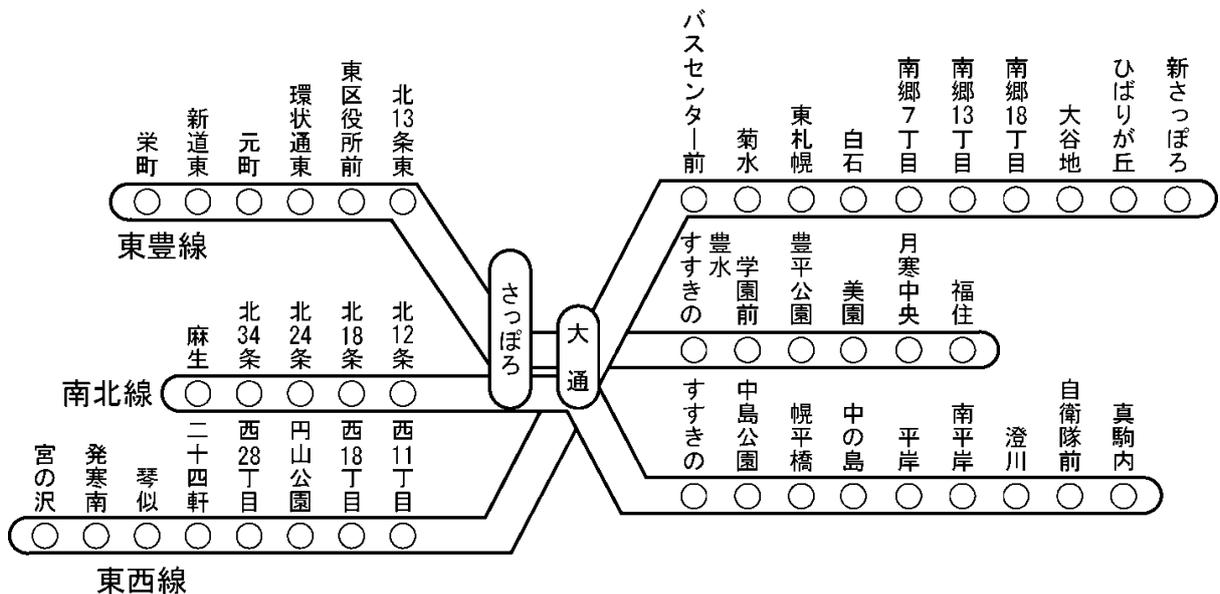
※黒字のシールの駅もあります。

駅貼ボード設置駅詳細

●地下鉄駅貼ポスター掲出駅(①はB0×2枚ボード、1はB0×1枚ボード)

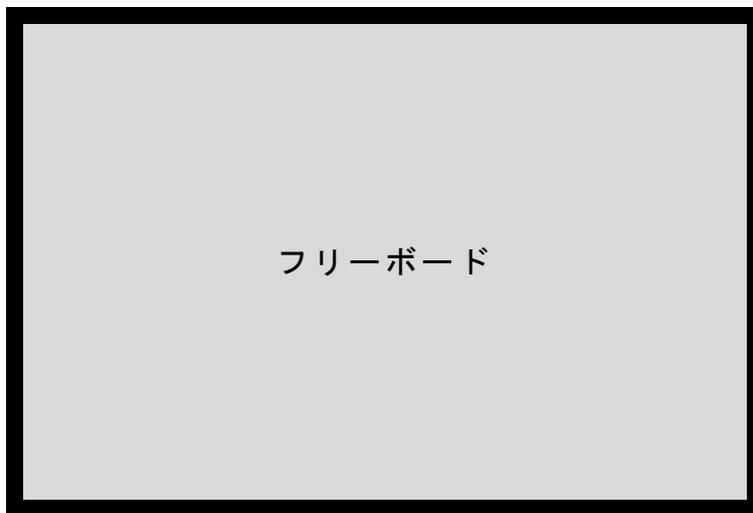
主要駅		イベント		キャンパス		駅名	主要駅		イベント		キャンパス		駅名	主要駅		イベント		キャンパス			
M1	M2	E1	E2	C1	C2		M1	M2	E1	E2	C1	C2		M1	M2	E1	E2	C1	C2		
麻生	①	①	①	①	①	宮の沢			①	①			栄町					①			
北34条						発寒南							新道東								
北24条			①	①	1	1	琴似	①	①			①	①	元町			1				
北18条						1	二十四軒							環状通東					①		
北12条					1		西28丁目					1		東区役所前							
さっぽろ	①	①	①	①	①	①	円山公園			1	1			北13条東							
大通							西18丁目					①	①	さっぽろ	①	①	①	①	①		
すすきの	①	①	2	2	1	1	西11丁目			①	①			大通	①①	①①	①	①	1	1	
中島公園				1			大通	①①①	①①①	①	1	①	1	豊水すすきの							
幌平橋							バスセンター前							学園前					①	①	
中の島							菊水				①			豊平公園			①				
平岸			1				東札幌			1				美園							
南平岸					1		白石			①	①	①	①	月寒中央				1			
澄川						1	南郷7丁目							福住	①	①	①	①	①	①	
自衛隊前							南郷13丁目														
真駒内			1	1	1	1	南郷18丁目						1								
							大谷地				1	①	①								
							ひばりが丘														
							新さっぽろ	①	①	①	①	①	①								
南北計(B1)	12	12	20	20	18	18	東西計(B1)	20	20	26	30	28	28	東豊計(B1)	16	16	18	14	18	18	
南北計(B0)	6	6	10	10	10	9	東西計(B0)	10	10	13	15	13	14	東豊計(B0)	8	8	9	7	9	9	
南北連貼基数	3	3	3	3	2	2	東西連貼基数	5	5	5	6	6	6	東豊連貼基数	4	4	4	3	4	4	
														全線計(B1)	48	48	64	64	64	64	
														全線計(B0)	24	24	32	32	32	32	

●地下鉄線路図

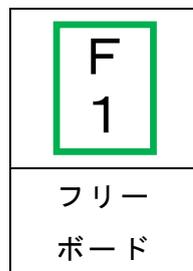


フリーボードの見分け方について

フリーボードの側面に貼付したシールを確認すること。
作業の対象となるのは、フリーボードの広告物の掲出、補充、撤去、補修等



フリーボードのシール

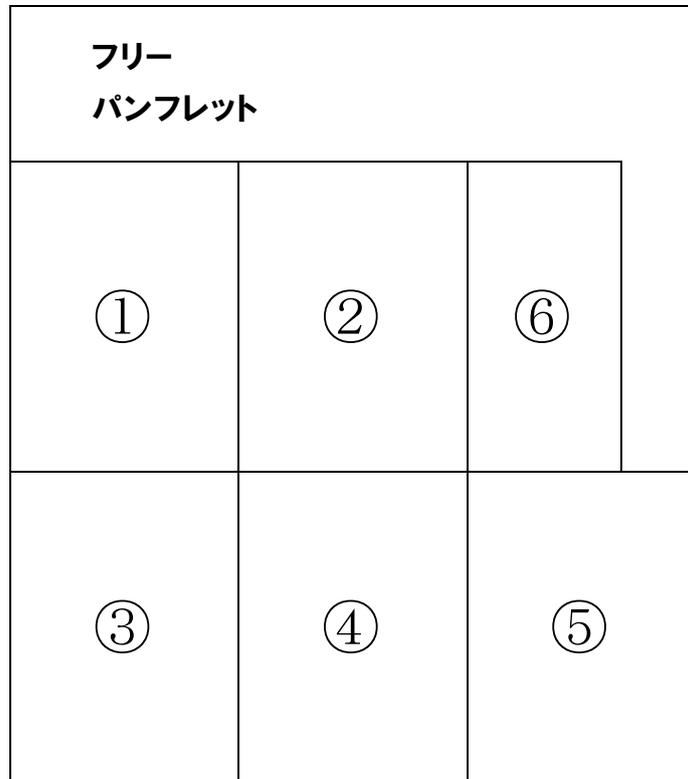


※黒字のシールの駅もあります。

フリーボード設置駅、設置基数一覧表

南北線 15駅 35基	麻生	北34条	北24条	北18条	北12条	さっぽろ	大通	すすきの
	5	2	4	2	2	3		2
	中島公園	幌平橋	中の島	平岸	南平岸	澄川	自衛隊前	真駒内
	2	2	2	3	1	2	2	2
東西線 18駅 45基	宮の沢	発寒南	琴似	二十四軒	西28丁目	円山公園	西18丁目	西11丁目
	2	3	3	3	3	4	3	3
	大通	バスセンター前	菊水	東札幌	白石	南郷7丁目	南郷13丁目	南郷18丁目
		2	2	2	3	2	2	2
	大谷地	ひばりが丘	新さっぽろ					
	2	1	4					
東豊線 13駅 27基	栄町	新道東	元町	環状通東	東区役所前	北13条東	さっぽろ	大通
	2	2	2	2	2	2	2	
	豊水すすきの	学園前	豊平公園	美園	月寒中央	福住		
	2	3	2	2	3	1		

パンフレットラックの枠番号について



①、②、③、④、⑤ ⇒ A 4 サイズ

⑥ ⇒ 25cm×14cm サイズ

なお、枠番号は実際のケースには記載されていないため、作業の際には指示された場所と異なる場所に掲出ししないように注意すること。

パンフレットラックイメージ



パンフレット広告ラック設置箇所

大通駅（南北線、東西線、東豊線）						8		
さっぽろ駅（南北線、東豊線）						5		
南	麻生駅	2	東	宮の沢駅	1	東	栄町駅	1
	北 24 条駅	2		発寒南駅	1		豊	元町駅
北	すすきの駅	1	西	琴似駅	3	線	福住駅	2
	中島公園駅	1		円山公園駅	2			
線	幌平橋駅	1	線	西 11 丁目駅	2			
	澄川駅	1		白石駅	2			
	真駒内駅	1		新さっぽろ駅	2			

業務完了届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

住 所
受託者 商号又は名称
職・氏名 印

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	令和 年 月 日	完了を確認した職員 (氏名) 印
-----	----------	---------------------

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 （役職・氏名）

地下鉄ポスターボード・パンフレットラック保守管理日報

駅貼ボード・フリーボード・パンフレットラックの巡回点検が終了いたしましたので、ご報告いたします。

1 巡回点検日時

令和 年 月 日 曜日

2 巡回点検結果

(1) 広告物に破損・盗難等はないか。 良 / 否

()

(2) ガンタッカーの針は適切な状態か。 良 / 否

()

(3) ボード、ラックの設置状態は適切か。 良 / 否

()

(4) その他特記事項

()

令和 年 月 日 会社名／報告者氏名

地下鉄ポスターボード作業実施報告書

駅名／掲出箇所	掲出期間	広告主	規格	作業内容及び特記事項
	月 日～ 月 日			
	月 日～ 月 日			
	月 日～ 月 日			
	月 日～ 月 日			
	月 日～ 月 日			
	月 日～ 月 日			
	月 日～ 月 日			
	月 日～ 月 日			
	月 日～ 月 日			
	月 日～ 月 日			
	月 日～ 月 日			
	月 日～ 月 日			
	月 日～ 月 日			
	月 日～ 月 日			
	月 日～ 月 日			

上記のとおり作業が終了いたしましたので報告いたします。

令和 年 月 日

会社名／報告者氏名_____

パンフレット広告設定部数及び補充部数報告書

パンフレット広告 番枠、 様の

設定及び補充作業について、下記のとおり作業が終了いたしましたので報告いたします。

記

- 1 掲出期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 2 納品部数 部
- 3 設定部数 部 (各ケース 部× 箇所)
- 4 補充部数

月 日	曜日	補充部数	補充累計	残数	備考
46113	aaa	0部			
46114	aaa				
46115	aaa				
46116	aaa				
46117	aaa				
46118	aaa				
46119	aaa				
46120	aaa				
46121	aaa				
46122	aaa				
46123	aaa				
46124	aaa				
46125	aaa				
46126	aaa				
46127	aaa				

令和 年 月 日 会社名／報告者氏名

パンフレット広告設定部数及び補充部数報告書

パンフレット広告 番枠、 様の

設定及び補充作業について、下記のとおり作業が終了いたしましたので報告いたします。

記

- 1 掲出期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 2 納品部数 部
- 3 設定部数 部 (各ケース 部× 箇所)
- 4 補充部数

月 日	曜日	補充部数	補充累計	残数	備考
46128	aaa				
46129	aaa				
46130	aaa				
46131	aaa				
46132	aaa				
46133	aaa				
46134	aaa				
46135	aaa				
46136	aaa				
46137	aaa				
46138	aaa				
46139	aaa				
46140	aaa				
46141	aaa				
46142	aaa				

ポスターボードおよびパンフレットラックへの広告物掲出・撤去・保守および広告枠保守業務

項目	単価	回数	人工	金額
直接人件費 広告物受け取り・管理				
直接人件費 掲出撤去・巡回・パンフレット補充				
直接物品費				
業務管理費				
一般管理費				
小計				
再計 (1,000円未満切り捨て)				
消費税相当額 (10%)				
合計				